答申第92号

(諮問第111号)

答 申

第1 審査会の結論

大分県知事(以下「実施機関」という。)が平成27年4月28日付けで行った個人情報不開示決定処分は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 個人情報の開示請求

異議申立人は、大分県個人情報保護条例(平成13年大分県条例第45号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、平成27年4月16日付けで、実施機関に対して、次を内容とする個人情報開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

 平成〇〇年〇〇月〇〇日の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇による〇〇〇〇

 への電話聴取における私の情報

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、公文書不存在(当該文書を作成していない又は廃棄したため)との理由で不開示決定を行い、平成27年4月28日付けで異議申立人に通知した。

3 本件異議申立て

異議申立人は、上記の不開示決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、平成27年5月7日付けで、実施機関に対して、異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

開示請求を行った全ての情報の開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 過去に開示請求を行った公文書については、公文書不存在と通知された文書 に漏れがあったため、大分県情報公開・個人情報保護審査会による確認を求め

る。

(2) 平成〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 が、〇〇〇〇〇へ電話聴取を行った詳しいやりとりの内容が記録された電話録が残されているので、〇〇〇〇〇に電話録として公文書が作成されていなくても、同じ趣旨の公文書が存在している可能性がある。よって、公文書の存在について、確認を求める。

第4 実施機関の主張の要旨

本件異議申立てに対する実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

第5 審査会の判断

審査会は、異議申立人及び実施機関双方から提出された書類を踏まえて審議した結果、次のとおり判断した。

1 本件開示請求対象文書の存在の有無について

しかし、○○○○○で実際に電話受が作成されていたか否かについてはともかく、作成していたとしても、当該文書の保存期間が1年とされていることから、 既に廃棄されて、文書が存在していないとしても不合理とまでは言えない。

以上のことから判断すると、請求対象個人情報は不存在であるとする実施機関の説明は、他に公文書が存在すると推測させる特段の事情もないことから、これを是認するほかない。

したがって、請求対象個人情報が存在すると認めることはできず、実施機関が 不存在を理由として不開示決定を行ったことは妥当である。

2 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 6月17日	諮 問
平成27年12月16日	事案審議(平成27年度第9回審査会)
平成28年 1月27日	答申決定(平成27年度第10回審査会)

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び委員

E	t	彳	<u></u>	職業	備考
抬	田	祐	治	弁護士	会長
城	戸	照	子	大分大学経済学部教授	
池	邉	英	貴	前大分県商工会議所連合会専務理事	会長代行
松	尾	和	行	大分合同新聞社上席執行役員	
				論説編集委員室長兼編集委員長	
芥	Ш	美色	生子	大分県地域婦人団体連合会理事	
貞	永	明	美	大分県医師会常任理事	
野	田	伸	子	元大分市立西の台小学校長	
佐	伯	圭-	一郎	大分県立看護科学大学看護学部教授	
竹	内	敏	夫	元大分市稙田支所支所長補佐	